

平成 31 年 1 月 21 日（月）実施

介護予防・日常生活支援総合事業におけるミニデイサービス（基準緩和したサービス）通所事業所向け説明会資料 P.3 修正

【総合事業通所介護（従前相当）利用の判断基準】

下記の①～④のいずれかに該当すること（③の場合は AB に該当することが必要）

	判断基準	留意事項
<input type="checkbox"/>	①入浴などの身体介護が必要な方	提供しているかではなく、介護の必要性で判断する。
<input type="checkbox"/>	②退院直後で状態が変化しやすいなど、専門的なサービスが特に必要な方	
<input type="checkbox"/>	③集中的に生活機能向上のトレーニングを行うことで、改善が見込まれる方 □A：短期の介入によって生活機能改善が見込めるケース □B：生活機能改善に向けた意思が明確であるケース	A・B の 2 項目に該当することが必要 ※生活機能…ADL、IADL
<input type="checkbox"/>	④長時間の分離が必要な場合（不適切な介護や高齢者虐待の疑いなど）	

※上記の判断基準に該当する方であっても本人の希望等により、サービス提供事業所と相談の上、ミニデイサービスを利用することは可能です。

【専門的なサービスが特に必要な方の例】

- ①退院直後で状態が変化しやすい。
- ②認知機能の低下がみられ、日常生活に支障が出ている。
- ③精神疾患がある。
- ④在宅酸素など医療面の観察を必要とする。
- ⑤進行性の疾患や難病がある。

※個々の状態にもよるため、ミニデイサービスが利用できないというわけではありません。